

議案第67号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている次に掲げる事項のいずれかで表していないもの

ア 氏名

イ 氏

ウ 名

エ 旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名

オ 旧氏

カ 通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）

キ 氏若しくは旧氏又は氏若しくは旧氏の頭文字及び名の頭文字を組み合わせたもの

ク 通称の一部を組み合わせたもの

第8条第3号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称」に改める。

第10条中「汚損」を「汚損し、」に改める。

第15条第5号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されて

いる旧氏を含む。) 」を加える。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。